

留 総 総 第 3 3 6 号
平成 2 6 年 3 月 1 7 日

留萌市監査委員 岩 崎 智 樹 様
留萌市監査委員 珍 田 亮 子

留萌市長 高 橋 定 敏

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について
平成 2 6 年 1 月 3 0 日付留監第 7 6 号で報告のあったこのことについて、定期監
査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第 1 9
9 条第 1 2 項の規定により通知します。

(総務部総務課総務係)

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

① 督促状について

督促状の送付については、債権管理条例等関係法令に基づき、適正な事務処理に努める。

② 連帯保証人（私債権）について

連帯保証人への催告については、関係法令に基づき、適正な事務処理に努める。

また、明確な根拠のない催告の時期について、所管で内部規程を定めるなどし、適正な取扱いに努める。

③ 時効管理について

公債権及び私債権の時効管理については、債権管理条例、滞納対策要綱及び関係法令に基づき適正な事務処理に努める。

また、時効中断の措置等についても、適正な事務処理に努める。

④ 滞納者の個別管理

滞納者の個別管理については、債権管理条例及び各種要綱に基づき、台帳の管理に不備がないよう、適正な事務処理に努める。

⑤ 滞納整理

滞納整理については、滞納対策要綱及び関係法令に基づき、適正な事務処理に努める。

⑥ 不納欠損処理

不納欠損処理については、債権管理条例等関係法令に基づき、適正な事務処理に努める。

⑦ 債権の消滅及び放棄について

債権の消滅及び放棄については、債権管理条例等関係法令に基づき、執行停止の手続き等の措置を講じた後に消滅及び放棄とする等、適正な事務処理に努める。

⑧ 延滞金の徴収について

延滞金の徴収については、地方税法及び債権管理条例に基づき、適正な事務処理に努める。

留市教学 第977号

平成26年2月28日

留萌市監査委員 岩 崎 智 樹 様

留萌市監査委員 珍 田 亮 子 様

留萌市教育委員会委員長 江 畠 直 彦

平成25年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）

平成26年1月30日付け、留監第76号にて報告のありました件につきまして、
地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置
を通知いたします。

（学校教育課庶務係）

平成25年度定期監査の結果を参考として講じた措置

1) 督促状について

個別の滞納整理事務要綱の制定又は見直しなどにより、今後は、適正に事務処理を図っていく。

2) 連帯保証人（私債権）について

1) に同じ。

3) 時効管理について

1) に同じ。

4) 滞納者の個別管理について

1) に同じ。

5) 滞納整理について

1) に同じ。

6) 不納欠損処理について

指摘事項なし。

7) 債権の消滅及び放棄について

1) に同じ。

8) 延滞金の徴収について

指摘事項なし。

9) その他

児童扶養手当の請求の不正利得の判定にあたっては、留萌市児童扶養手当事務取扱規則第7条（不正利得の徴収）における「不法な手段で手当の受給を受けた者」を明確に判断する規定等を速やかに整備する。

母子・寡婦あゆみ会貸付金の支払い能力に確認については、会員の状況、事業内容、予算・決算を分析し、財政的な体力を把握し、適正な対応を図る。

また、母子福祉修学基金の一部申請書がなく、今後の返還開始時期が不明確なものについては、申請書が不明となった経過等を調査し、申請内容を確認のうえ、留萌市債権管理条例に基づく適切な事務処理を図る。

留事医 第 70 号
平成 26 年 3 月 7 日

留萌市監査委員 岩 崎 智 樹
様
留萌市監査委員 珍 田 亮 子

留萌市病院事業
管理者 笹 川 裕

平成 25 年度定期監査の結果に基づき講じた措置について
標記の件について、別紙のとおり提出いたしますので、よろしくお取り計らい
願います。

(留萌市立病院事務部医事課医事係)

別紙

平成 2 5 年度定期監査の結果に基づき講じた措置

事務部医事課

(1) 督促状

- ・ 督促状の業務の全てを委託業者に任せており、医事課で管理していない。

平成 2 5 年 1 0 月分（1 1 月発送）督促状から医事課で決定書を作成し管理している。

- ・ 督促状が単なる支払通知であり、督促状と位置付けるなら表題に督促状とし、納付がなければ強制執行の対象となる旨の記載をすべきである。

滞納整理事務処理要綱の整備に合わせ、督促状、支払誓約書、強制執行手続き等の見直しを行った。

※平成 2 6 年 3 月分（4 月発送）より適用

- ・ 督促状が法人や分割納付の債務者に送付されていない。

分割納付の債権者に対し、平成 2 6 年 3 月分（4 月発送）から送付する。

(2) 不納欠損

- ・ いきなり収入欠損処分としているが、本来は債権を放棄したのちに収入欠損となるので、事務決裁規定を含め改善を要望する。

平成 2 5 年度分から債権放棄後に収入欠損の事務手続きをとる。また、事務決裁規定については、平成 2 5 年度中に改正する。